証券コード3355
平成28年３月７日

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島一丁目12番４号
クリヤマホールディングス株式会社
代表取締役ＣＥＯ　芦　田　敏　之

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月23日（水曜日）営業時間終了時（午後５時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　　平成28年３月24日（木曜日）午前10時
2. **場　所**　　大阪市淀川区西中島一丁目12番４号
　クリヤマホールディングス株式会社　　本社会議室（地下１階）
3. **目的事項**

報告事項　1　第76期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第76期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．本株主総会招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kuriyama-holdings.com）に掲載しております。
従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
3．本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kuriyama-holdings.com）に掲載させていただきますのでご了承ください。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

■概況

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用状況の改善と個人消費の増加により景気は堅調に推移し、欧州では景気は緩やかに回復しました。中国では景気に減速傾向が表れたものの、一定の成長を維持しました。しかし、欧州におけるテロ等による政治情勢の不安定化、中東における紛争による地政学的リスクの拡大や原油価格低下の影響が懸念される等、景気の先行きは不透明な状況となっております。

また、日本経済は企業業績が堅調に推移したことから雇用状況が改善し、景気は緩やかに回復を続けました。このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、主に円安の進行および、日本における産業資材、建設資材、スポーツ施設資材等の各事業セグメントにおける販売が堅調に推移したこと、ならびに欧州事業の買収により、連結売上高は456億42百万円（前期比14.0％増）となりました。営業利益は29億65百万円（前期比33.1％増）となり、経常利益は持分法による投資利益や為替差益を計上したことから、34億43百万円（前期比26.4％増）となりました。当期純利益は24億49百万円（前期比39.6％増）となり、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

■事業別（事業セグメント）の概況

［北米事業］

ゴム製・樹脂製・メタル製の各種ホース（産業用、農業用、飲料用等）の製造から販売までを北米グループ11社で一貫して行なっており、各社の技術力を結集し、商品開発にも積極的に取り組んでおります。

当期は、飲料用ホースや住宅関連ホース等の売上が堅調に推移しましたが、原油価格の下落によりシェール・オイル＆ガス市場や農業用ホースの販売が低迷し、現地通貨ベースの売上高は前期比6.9％減少しました。しかし、為替の円安が寄与したことから売上高は224億64百万円（前期比5.8％増）となり、営業利益は18億41百万円（前期比5.5％増）となりました。

［産業資材事業］

電力・船舶・化学プラントの関連商品の販売・施工、農業機械・建設機械・自動車等の量産機械に組み込まれる各種部品の販売を行なっております。

当期、量産機械用部品の販売は、大手建設機械顧客の減産の影響を受けましたが、小型の建設機械や農業機械の売上は堅調に推移しました。また、当期から建設機械、農業機械向けの排出ガス規制に対応する尿素ＳＣＲモジュールタンクの本格的な納入が始まり、販売は堅調に推移しました。

プラント用資材の販売は、国内発電所のメンテナンス需要が回復しました。この結果、売上高は92億48百万円（前期比14.2%増）となりましたが、株式会社サンエーの連結子会社化に伴うのれんの償却等により営業利益は６億46百万円（前期比10.8%減）となりました。

［建設資材事業］
商業施設・鉄道駅舎・公共工事等で使用される資材の販売・施工を行なっております。
当期は、鉄道施設で使用される「ＥＣＯセンタン」（ノンスリップ形状のホーム先端用タイル）や「スキマモール」（ホームと車輌の間の緩衝材）等の環境や安全に配慮した製品や、商業施設等で使用される「スーパー・マテリアルズ」（セラミックタイル）等のオリジナル商品の販売が堅調に推移しました。この結果、売上高は75億23百万円（前期比7.7%増）となりましたが、為替の円安による調達コストの増加により、営業利益は２億15百万円（前期比25.1%減）となりました。

［スポーツ施設資材事業］
スポーツ競技施設・体育館・陸上競技場・サッカー場等で使用する弾性床材・舗装材・人工芝等の販売・施工を行なっております。
当期は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い、過去のオリンピックにおいて、採用実績が多い「スーパーＸ」（全天候型舗装材：国際陸上競技連盟認証品）や「タラフレックス」（弾性スポーツ床材：国際バレーボール／ハンドボール／テニス／卓球連盟認証品）等の当社取扱い商品に注目が集まり、大型物件の受注につながりました。この結果、売上高は25億23百万円（前期比45.1%増）となり、また工事採算性も改善し営業利益は３億90百万円（前期比136.8%増）となりました。

［欧州事業］
ゴム製レイフラットホース・産業用ホース・消防用ホースおよび金具の製造から販売までを欧州グループ７社で行なっております。
当期は、中東地域の石油業界からの大型受注や、消防用ホースの販売が好調に推移しましたが、原油価格の下落に伴い、米国シェール・オイル＆ガス市場向け大口径・長尺ホースの販売および農業や鉱山採掘市場向け販売が低迷しました。この結果、売上高は20億12百万円となり、営業利益は３億82百万円となりました。

［その他事業］
ホテル業、アウトドアスポーツ用品の販売、環境関連商品等の販売、中国における建設・土木・農業機械用部材等の販売を行なっております。
当期は、ホテル事業におきまして、訪日外国人旅行客数が増加し、インターネット予約販売が好調に推移しました。しかし、中国事業におきましては、建設機械顧客の減産の影響から、量産機械用部品の販売が減少しました。この結果、売上高は18億71百万円（前期比6.3%減）となり、営業利益は２億13百万円（前期比38.8%増）となりました。

（事業別売上高の概況）

事業＼期別	前連結会計年度 （平成26年１月１日から 平成26年12月31日まで） 金額（百万円）	当連結会計年度 （平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで） 金額（百万円）	前期比増減 （％）
北米事業	21,223	22,464	5.8
産業資材事業	8,100	9,248	14.2
建設資材事業	6,987	7,523	7.7
スポーツ施設資材事業	1,738	2,523	45.1
欧州事業	－	2,012	－
その他事業	1,997	1,871	△6.3
合計	40,047	45,642	14.0

（注）当連結会計年度（第２四半期）より事業セグメントに欧州事業が加わりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は13億26百万円であります。その主なものは、北米事業における生産設備増強と新基幹システムの導入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成27年５月19日付で、欧州事業を統括する重要な子会社Kuriyama Europe Cooperatief U.A.を設立しました。平成27年５月20日付で同社を通して、ゴム製レイフラットホースを製造販売するキュラソー法人Lyme Gro Holding N.V.の株式を100％取得し、子会社化しております。なお、Lyme Gro Holding N.V.につきましては、平成27年10月13日に清算しました。現在は、Kuriyama Europe Cooperatief U.A.が欧州事業を統括しております。

また、平成27年８月31日付で、当社の重要な子会社でありますクリヤマ株式会社が、尿素水識別センサー、燃料識別センサーの開発・製造・販売を行なう株式会社サンエーの株式を取得し、平成27年９月30日に100％子会社化いたしました。

(6) 対処すべき課題

今後の世界経済は、中国経済の減速、原油相場の低迷、中東の紛争拡大等により先行き不透明な状況となっております。また日本経済は、経済政策の効果により企業業績が向上する等、景気は緩やかに回復を続けると思われるものの、世界経済の不透明な状況に影響を受け、先行きは予断を許さない状況になっております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、グループ力を結集し、グローバルな販売の拡大に注力してまいります。

北米事業におきましては、新たに買収した欧州各社と連携し、ゴム製レイフラットホース等の販売拡大に注力するとともに、新製品の開発を積極的に行ない取扱製品を拡充することにより、北米におけるマーケットシェア拡大ならびに、中南米・欧州・アジア市場への参入を強化してまいります。

産業資材事業におきましては、排出ガス規制に対応する尿素ＳＣＲシステムの濃度管理センサーを製造・販売する㈱サンエーを新たに当社グループに加え、当該製品を搭載したモジュールおよび尿素タンクのさらなる販売拡大に注力してまいります。

建設資材事業におきましては、商業施設向け「スーパー・マテリアルズ」、鉄道関連施設向け資材「エーストンシリーズ」、歩道橋・駅前広場向に「エコ&セーフティエクステリア」等の当社オリジナル商品の販売拡大に注力いたします。また、国土強靭化の政策に対応する道路・橋梁、港湾・土木分野のインフラメンテナンスを含めた各種建設資材の販売拡大にも努めてまいります。

また、事業子会社であるクリヤマ㈱と提携したオーパーツ㈱のセラミックタイルの新工法「ストライビング工法」（専用工具を用いること、および所定の研修を受けることで熟練工でなくても、施工速度が速くかつ精度の良い施工を行なえる工法）による製品との一体受注の拡大にも引き続き注力してまいります。

スポーツ施設資材事業におきましては、「モンドターフ」（人工芝：国際サッカー連盟認証品）、陸上競技場向け「スーパーＸ」（全天候型舗装材：国際陸上競技連盟認証品）、体育館向け「タラフレックス」（弾性スポーツ床材：国際バレーボール／ハンドボール／テニス／卓球連盟認証品）の、新設や改修物件の受注に注力してまいります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて整備されるスポーツ施設の、新設や改修物件の受注拡大に注力してまいります。

欧州事業におきましては、クリヤマグループとの連携を強化するとともに、生産・販売においてグローバル展開を加速させて、ロシア、アフリカ、アジア、中東地域における新規顧客を開拓し、販売のさらなる拡大に注力してまいります。また、生産能力を増強するとともに、新商品および新用途の製品開発にも注力してまいります。

このように当社グループは販売の拡大に注力するとともに、これまでに当社グループが培ってきた経験・実績・信頼等の無形の財産を「KURIYAMA VALUE」と表現し、グループ一丸となり、ブランド価値を向上させてまいります。

また、当社は持株会社としてのコーポレートガバナンスを強化するため、監査等委員会設置会社への移行を行なうことを決定し、企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第73期 (平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで)	第74期 (平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで)	第75期 (平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで)	第76期 (当連結会計年度) (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)
売上高（百万円）	33,159	35,921	40,047	45,642
経常利益（百万円）	2,026	2,385	2,724	3,443
当期純利益（百万円）	1,287	1,562	1,754	2,449
1株当たり当期純利益	119円88銭	145円47銭	163円35銭	228円07銭
総資産（百万円）	25,304	29,015	34,268	42,438
純資産（百万円）	11,990	15,462	18,510	19,602
1株当たり純資産	1,112円60銭	1,435円77銭	1,719円52銭	1,820円98銭

（注） 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クリヤマ株式会社	3億1,000万円	100%	ゴム・合成樹脂製品を主体にした産業用、建設用、スポーツ施設用資材の製造・販売・施工
Kuriyama of America, Inc.	16,700千米ドル	100%	樹脂ホース・ゴムホース・メタルホース等の販売
Kuriyama Canada, Inc.	11,000千CANドル	(100%) 60%	樹脂ホースの製造
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	900万ユーロ	(100%) 87.5%	欧州グループのゴム製レイフラットホースを製造販売する事業会社の統括

（注） 1. 欧州事業を統括するKuriyama Europe Cooperatief U.A.を新たに重要な子会社としました。
2. 上記4社の子会社を中核事業会社と位置づけ、重要な子会社としております。
3. ( )内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率を記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、純粋持株会社でありますクリヤマホールディングス株式会社（当社）と事業を行なう傘下の子会社、孫会社、関連会社合せて32社の合計33社で構成されております。

区　　分	事　業　の　内　容
北　米　事　業	北米地域を中心にしたゴムホース・樹脂ホース等の製造販売
産業資材事業	（量産機械用資材） 国内における建設・土木・農業機械用部材、ゴム樹脂成形品の販売 （プラント用資材） 国内およびアジア地域におけるインフラ（電力・船舶・化学プラント）向け設備資材の販売・施工
建設資材事業	道路・橋梁・港湾・土木用のゴム・樹脂部材の販売・施工、建築・街づくり景観用資材・人造石床材・視覚障がい者用安全設備・蓄光式避難誘導製品等の販売・施工
スポーツ施設資材事業	スポーツ関連施設資材の販売・施工
欧　州　事　業	欧州、北米、南米におけるゴム製レイフラットホース、産業用ホース、消防用ホースおよび金具の製造、販売
その他事業	アウトドアスポーツ用品の販売
	ホテル業
	技術研究・商品開発
	環境関連商品等の販売、不動産管理等
	中国における建設・土木・農業機械用部材、ゴム・樹脂成形品、建設資材の販売

(10) 主要な営業所および工場（平成27年12月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
当　　社	本社（大阪市淀川区）
クリヤマ株式会社	本社（大阪市淀川区）
	東京支社（東京都千代田区）
	名古屋支店（名古屋市）、明石支店（明石市）、 九州支店（福岡市）
	仙台営業所（仙台市）、横浜営業所（横浜市）、 広島営業所（広島市）、松山営業所（松山市）、 長崎営業所（長崎市）
Kuriyama of America, Inc.	本社（米国イリノイ州）
	Santa Fe Springs支店（米国カリフォルニア州）、 Houston支店（米国テキサス州）
Kuriyama Canada, Inc.	本社（カナダ国オンタリオ州）
Kuriyama Europe Cooperatief U.A.	本社（オランダ国アムステルダム市）

(11) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
929名（86名）	226名増（18名増）

（注） 1．従業員数は就業人員であり、契約社員34名を含め、パートタイマーは（ ）内に外数で記載しております。
2．従業員数増加の主な理由は、欧州グループおよび㈱サンエーの買収によるものです。

(12) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,538 百万円
株式会社みずほ銀行	2,206
株式会社三井住友銀行	1,518
株式会社もみじ銀行	845
株式会社伊予銀行	383
株式会社百十四銀行	383

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

(1)発行可能株式総数　　36,800,000株

(2)発行済株式総数　　10,740,741株（自己株式409,359株を除く）

(3)株主数　　2,706名

(4)大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
栗山華江	2,016千株	18.7%
NOK株式会社	547	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	262	2.4
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	259	2.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	245	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	223	2.0
クリヤマホールディングス従業員持株会	217	2.0
株式会社オーハシテクニカ	200	1.8
御牧久美子	196	1.8
タイガースポリマー株式会社	193	1.7

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式409,359株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年12月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	芦　田　敏　之	経営企画部長 クリヤマ株式会社　代表取締役社長兼経営企画本部長
取　締　役	レスター・クラスカ Lester Kraska	Kuriyama of America, Inc.取締役社長
取　締　役	テリー・ジャクソン Terry Jackson	Kuriyama Canada, Inc.取締役社長
取　締　役	宮　地　久　人	上海栗山貿易有限公司董事長
取　締　役	能　勢　広　宣	
取　締　役	西　田　昌　弘	
常勤監査役	青　木　廣　行	
監　査　役	泉　本　哲　彌	
監　査　役	松　本　邦　雄	松本邦雄税理士事務所　代表 株式会社ワールド　社外取締役（監査等委員）
監　査　役	勝　間　秀　雄	

（注）1. 監査役泉本哲彌氏、松本邦雄氏、勝間秀雄氏は社外監査役であります。
2. 監査役松本邦雄氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
① 取締役宮地久人氏、能勢広宣氏、西田昌弘氏は、平成27年３月27日開催の第75回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
② 取締役福井誠一氏および取締役植田哲志氏は、平成27年３月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4. 当社は泉本哲彌氏および松本邦雄氏ならびに勝間秀雄氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、コーポレートガバナンス強化のため社外取締役の選任について、候補者の招聘を含めて検討してまいりました。この度、会社法の改正を受けて監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を選任することを決定いたしました。事業年度末におきまして社外取締役は選任していませんが、本定時株主総会におきまして監査等委員である社外取締役選任議案を上程しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員数	報酬等の総額
取　締　役	９名	51,539千円
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （３名）	20,000千円 (6,150千円)
合　計	13名	71,539千円

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成23年３月29日開催の第71回定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年３月29日開催の第71回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額のほか、平成23年３月29日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金（打切支給）を退任取締役３名に対し33,248千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	兼職先法人等名
監　査　役	松　本　邦　雄	松本邦雄税理士事務所　代表 株式会社ワールド　社外取締役（監査等委員） 当社と上記２法人等との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
監　査　役	泉　本　哲　彌	当事業年度の取締役会（開催11回、出席10回）および監査役会（開催14回、出席14回）に出席し、取締役の執行・意思決定の状況を監視するほか、必要に応じて意見の表明を行なっております。
監　査　役	松　本　邦　雄	当事業年度の取締役会（開催11回、出席10回）および監査役会（開催14回、出席14回）に出席し、取締役の執行・意思決定の状況を監視するほか、必要に応じて意見の表明を行なっております。
監　査　役	勝　間　秀　雄	当事業年度の取締役会（開催11回、出席９回）および監査役会（開催14回、出席12回）に出席し、取締役の執行・意思決定の状況を監視するほか、必要に応じて意見の表明を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

(イ)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,500千円
(ロ)当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第３９９条第１項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 当社の重要な子会社であるKuriyama of America, Inc.およびKuriyama Canada, Inc.ならびに孫会社の上海栗山貿易有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止　３月

（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、現在の整備状況を踏まえて平成28年１月29日開催の取締役会にて改訂いたしました。基本方針の概要は下記のとおりとなっております。今後も経営環境の変化等に対応するため、毎年、適宜見直しを実施し、実効性のある内部統制体制の整備および運営に努めてまいります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、社是・経営理念により、取締役・使用人が法令を遵守するとともに社会の構成員として企業人・社会人に求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求めている。さらに、当社は、クリヤマグループ企業行動規範に基づき、社会規範・倫理そして法令を厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る方針を徹底する。

② 当社の取締役は、この実践を通してクリヤマグループにおける企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行い、コンプライアンス教育・啓発の中核となる。

③ コンプライアンスを総括的に管理する管理部担当取締役として、「コンプライアンス規程」に基づきグループ全体を含めたコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、法令遵守上疑義のある行為等を使用人が直接通報を行う手段「コンプライアンス・ホットライン」を設置するとともに、通報者に不利益が及ばない体制をグループ内に整備する。

④ 監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令および定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑤ 当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。

⑥ 当社は、財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を総括的に管理する管理部担当取締役を配置し、「文書管理規程」等の関連諸規程に基づき、文書の記録から保存に至る体制の充実を図る。

② 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 代表取締役ＣＥＯを委員長とするリスクマネジメント委員会（ＲＭ委員会）を設け、企業活動の持続的な発展を脅かすリスクの洗い出しと分析を行う。

② ＲＭ委員会では、当社および各事業会社に既存の規則・規程の整備、各部門における関連諸規程に基づくガイドラインおよびマニュアルの整備により部門ごとのリスク管理体制を包括的に管理する。

③ 上記の他ＲＭ委員会では、地震、洪水等の災害によるリスク、不適正な業務執行により企業活動に重大な支障を生じるリスク、基幹ＩＴシステムが正常に機能しないことによるリスク等の各リスクが発生した場合においても、事業の継続を確保するための体制の整備を当社および各事業会社に確保させる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社および各事業会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

② 当社および各事業会社の経営企画担当取締役は取締役の職務の効率性に関しての総括責任者として、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるよう監督する。

③ 当社および各事業会社の経営企画担当取締役は、経営計画に基づく当社および各事業会社が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その業務の遂行状況を、取締役会および部門長会議において定期的に報告し、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、クリヤマグループの業務の円滑な運営、ならびにクリヤマグループによる当社業務の発展への寄与を図ることを目的とした「グループ管理規程」を定め、事業会社に関する重要情報を適切に当社に伝達せしめ、必要な場合は、当社により適切な意思決定および行動が速やかに行われる体制を構築する。

② クリヤマグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

③ グループ各社が適切な内部統制システムの構築を行うよう指導する体制を整備する。

④ 内部監査室は、クリヤマグループの内部監査を実施し、クリヤマグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況およびその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告する。

⑤ 監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じてクリヤマグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人および内部監査室との緊密な連携等的確な体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社および各事業会社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議への各社の監査役の出席を求めるとともに、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

② 当社および各事業会社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、業績の低下につながる事象、製造物責任の重大な被害の発生等会社の信用を棄損する事項について、発見次第速やかに各社の監査役に対し報告を行うとともに、社内規程ならびに社内体制の整備を総務部門に行わせる。

③ 当社および各事業会社の取締役および使用人は、各社の監査役が各社事業の報告を求めた場合、または当社の監査役がクリヤマグループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する。

② 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用する。

③ 当社は監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務を監査役の請求に基づき支弁する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役および使用人は、朝礼等でクリヤマグループ企業行動規範を唱和し、社会規範・倫理、法令を遵守することを心がけている。

各事業会社においても営業会議を開催し、中期および年次経営計画に基づく各部門の目標について、職務の執行が効率的に行われているかを確認し、監督している。

代表取締役ＣＥＯを委員長とするリスクマネジメント委員会（ＲＭ委員会）を年１回以上開催（当期は１回開催）し、当社および各事業子会社におけるリスクについて洗い出しと分析を行うとともに、対応策について議論を行っている。

取締役会を定期的に開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令および定款に適合していること、および取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

（注） 本事業報告の数値表示について
金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**24,982,977**	**流動負債**	**13,438,526**
現金及び預金	5,915,931	支払手形及び買掛金	6,632,051
受取手形及び売掛金	7,375,405	短期借入金	2,655,515
電子記録債権	690,050	1年内返済予定の長期借入金	1,863,620
商品及び製品	8,752,170	未払法人税等	322,815
仕掛品	402,602	役員賞与引当金	50,589
原材料及び貯蔵品	987,663	その他	1,913,933
繰延税金資産	445,592	**固定負債**	**9,397,386**
その他	459,951	長期借入金	5,820,894
貸倒引当金	△46,390	繰延税金負債	1,301,449
固定資産	**17,455,108**	役員退職慰労引当金	369,995
有形固定資産	**8,362,067**	退職給付に係る負債	678,014
建物及び構築物	3,423,804	資産除去債務	116,759
機械装置及び運搬具	1,936,161	その他	1,110,273
土地	2,035,308	**負債合計**	**22,835,912**
建設仮勘定	593,035	（純資産の部）	
その他	373,756	**株主資本**	**17,552,654**
無形固定資産	**2,852,574**	資本金	783,716
顧客関係資産	912,463	資本剰余金	839,940
のれん	679,482	利益剰余金	16,053,728
その他	1,260,629	自己株式	△124,729
投資その他の資産	**6,240,467**	**その他の包括利益累計額**	**2,006,053**
投資有価証券	4,874,863	その他有価証券評価差額金	679,620
出資金	623,178	繰延ヘッジ損益	△88
差入保証金	230,845	為替換算調整勘定	1,371,128
長期貸付金	57,809	退職給付に係る調整累計額	△44,606
繰延税金資産	206,231	**少数株主持分**	**43,464**
その他	439,284	**純資産合計**	**19,602,173**
貸倒引当金	△191,746		
資産合計	**42,438,085**	**負債及び純資産合計**	**42,438,085**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		45,642,813
売上原価		33,087,482
売上総利益		12,555,331
販売費及び一般管理費		9,590,315
営業利益		2,965,015
営業外収益		
受取利息及び配当金	61,071	
受取家賃	43,534	
為替差益	112,058	
持分法による投資利益	291,365	
保険解約返戻金	72,647	
その他営業外収益	59,347	640,024
営業外費用		
支払利息	121,242	
その他営業外費用	39,865	161,108
経常利益		3,443,932
特別利益		
固定資産売却益	12,527	
投資有価証券売却益	4,387	
負ののれん発生益	28,864	45,779
特別損失		
固定資産除却損	3,964	
ゴルフ会員権評価損	350	4,314
税金等調整前当期純利益		3,485,397
法人税、住民税及び事業税	1,104,785	
法人税等調整額	△73,162	1,031,622
少数株主損益調整前当期純利益		2,453,775
少数株主利益		4,101
当期純利益		2,449,674

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年１月１日残高	783,716	839,940	13,970,230	△124,537	15,469,349
会計方針の変更による累積的影響額			△43,949		△43,949
会計方針の変更を反映した当期首残高	783,716	839,940	13,926,280	△124,537	15,425,399
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△322,226		△322,226
当期純利益			2,449,674		2,449,674
自己株式の取得				△192	△192
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,127,447	△192	2,127,255
平成27年12月31日残高	783,716	839,940	16,053,728	△124,729	17,552,654

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
平成27年１月１日残高	712,027	－	2,341,506	△53,752	2,999,781
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	712,027	－	2,341,506	△53,752	2,999,781
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△32,406	△88	△970,378	9,145	△993,728
当連結会計年度中の変動額合計	△32,406	△88	△970,378	9,145	△993,728
平成27年12月31日残高	679,620	△88	1,371,128	△44,606	2,006,053

（単位：千円）

	少数株主持分	純資産合計
平成27年１月１日残高	41,779	18,510,910
会計方針の変更による累積的影響額		△43,949
会計方針の変更を反映した当期首残高	41,779	18,466,961
当連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△322,226
当期純利益		2,449,674
自己株式の取得		△192
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	1,684	△992,043
当連結会計年度中の変動額合計	1,684	1,135,211
平成27年12月31日残高	43,464	19,602,173

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流動資産	**1,265,302**	**流動負債**	**3,531,934**
現金及び預金	1,112,104	関係会社短期借入金	3,000,000
売掛金	2,312	1年内返済予定の長期借入金	374,690
前払費用	2,561	未払金	49,131
関係会社未収入金	141,989	未払費用	5,419
その他	6,334	未払法人税等	61,256
固定資産	**8,134,824**	未払消費税等	6,097
有形固定資産	**1,284,884**	預り金	69
建物	524,615	役員賞与引当金	22,700
構築物	8,922	繰延税金負債	433
工具、器具及び備品	138	その他	12,136
土地	751,207	**固定負債**	**109,996**
無形固定資産	**81,198**	長期借入金	95,740
特許権	255	長期未払金	11,036
借地権	77,098	その他	3,220
ソフトウエア	367	**負債合計**	**3,641,931**
その他	3,477	（純資産の部）	
投資その他の資産	**6,768,740**	**株主資本**	**5,090,694**
投資有価証券	1,596,044	資本金	783,716
関係会社株式	5,151,303	資本剰余金	841,621
繰延税金資産	21,183	資本準備金	737,400
その他	209	その他資本剰余金	104,220
		利益剰余金	3,590,087
		利益準備金	115,000
		その他利益剰余金	3,475,087
		配当準備金	15,000
		別途積立金	860,000
		繰越利益剰余金	2,600,087
		自己株式	△124,729
		評価・換算差額等	**667,501**
		その他有価証券評価差額金	667,501
		純資産合計	**5,758,195**
資産合計	**9,400,127**	**負債及び純資産合計**	**9,400,127**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		
経　営　指　導　料	195,187	
不　動　産　賃　貸　収　入	144,219	
商　標　権　等　使　用　料	38,288	
関　係　会　社　受　取　配　当　金	660,516	1,038,212
営　業　費　用		314,402
営　業　利　益		723,810
営　業　外　収　益		
受　取　利　息　及　び　配　当　金	37,743	
受　取　保　険　金	6,190	
そ　の　他　営　業　外　収　益	15,966	59,900
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	43,013	
為　替　差　損	83,525	126,538
経　常　利　益		657,171
特　別　利　益		
投　資　有　価　証　券　売　却　益	4,387	4,387
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	39	39
税　引　前　当　期　純　利　益		661,520
法　人　税　、　住　民　税　及　び　事　業　税	3,754	
法　人　税　等　調　整　額	4,071	7,825
当　期　純　利　益		653,694

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年１月１日残高	783,716	737,400	104,220	841,621
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成27年12月31日残高	783,716	737,400	104,220	841,621

（単位：千円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		配当準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年１月１日残高	115,000	15,000	860,000	2,268,619	3,258,619	△124,537	4,759,419
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△322,226	△322,226		△322,226
当期純利益				653,694	653,694		653,694
自己株式の取得						△192	△192
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	331,467	331,467	△192	331,275
平成27年12月31日残高	115,000	15,000	860,000	2,600,087	3,590,087	△124,729	5,090,694

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年1月1日残高	706,318	706,318	5,465,738
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△322,226
当期純利益			653,694
自己株式の取得			△192
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△38,817	△38,817	△38,817
事業年度中の変動額合計	△38,817	△38,817	292,457
平成27年12月31日残高	667,501	667,501	5,758,195

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

クリヤマホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増田　豊　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平井啓仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリヤマホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

クリヤマホールディングス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　田　　豊　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　啓　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クリヤマホールディングス株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月17日

クリヤマホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 青 木 廣 行 ㊞

社外監査役 泉 本 哲 彌 ㊞

社外監査役 松 本 邦 雄 ㊞

社外監査役 勝 間 秀 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、長期的かつ安定的株主づくりが経営の最重要課題のひとつとして認識し、経営体質強化と今後の事業展開のために内部留保を勘案しつつ、株主の皆様へ利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績を勘案いたしまして、前期に比べて１株につき３円増配の33円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき33円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、354,444,453円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして以下のとおり変更を行なうものであります。

（１）監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設するとともに監査役会および監査役に関する規定の削除を行なうものであります。

（２）取締役会は、法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行なうものであります。

（３）責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行なわない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができる旨、規定の変更を行なうものであります。なお、本変更について各監査役の同意を得ております。

（４）その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条　～　第３条　（条文省略）	第１条　～　第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条　～　第17条　（条文省略）	第５条　～　第17条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、９名以内とする。
（新設）	2.　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2.　（現行どおり）
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3.　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（任期）	（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4.　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
第21条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（報酬等）	（報酬等）
第22条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第22条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	2.　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第25条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	2.　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり）
2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める金額の合計金額とする。	2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める金額の合計金額とする。
（取締役会規程） 第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規則） 第29条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新設）	（監査等委員会規則） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。	（削除）
2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	（削除）
2.　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　常勤の監査役は、監査役会の決議を持って選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。	（削除）
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。	（削除）
2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める金額の合計金額とする。	（削除）
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
第６章　計　算	第５章　計　算
第36条　～　第39条　（条文省略）	第31条　～　第34条　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第76回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あしだ　としゆき 芦田　敏之 （昭和23年９月３日）	平成15年10月　当社入社 当社東京支社副支社長 平成16年４月　当社管理本部副本部長兼総務部長 平成17年３月　当社取締役管理本部長 平成22年３月　当社常務取締役管理本部長 平成23年３月　当社常務取締役経営企画本部長 平成24年10月　当社取締役経営企画部長〔現任〕 平成27年１月　当社代表取締役ＣＥＯ〔現任〕 クリヤマ株式会社社代表取締役社長〔現任〕 （重要な兼職の状況） クリヤマ株式会社代表取締役社長 取締役選任理由 上記の経歴を有し、当社およびクリヤマ株式会社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。	48,826株 (652株)
2	レスター・クラスカ Lester Kraska （昭和29年９月12日）	昭和59年10月　Kuriyama Canada, Inc.入社 平成８年１月　Kuriyama of America, Inc. 取締役 平成11年３月　Kuriyama of America, Inc. 取締役副社長 平成20年７月　Kuriyama of America, Inc. 取締役社長〔現任〕 平成26年３月　当社取締役〔現任〕 （重要な兼職の状況） Kuriyama of America, Inc. 取締役社長 取締役選任理由 上記の経歴を有し、Kuriyama of America,Inc.取締役社長として北米事業に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。	1,900株 （－株）
3	テリー・ジャクソン Terry Jackson （昭和22年４月17日）	昭和58年７月　Accuflex Industrial Hose, Ltd.入社 平成13年３月　Kuriyama Canada, Inc.取締役 平成20年４月　Kuriyama Canada, Inc.取締役社長〔現任〕 平成26年３月　当社取締役〔現任〕 （重要な兼職の状況） Kuriyama Canada, Inc. 取締役社長 取締役選任理由 上記の経歴を有し、Kuriyama Canada, Inc.取締役社長として北米事業に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。	2,000株 （－株）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	のせ　ひろのぶ 能勢　広宣 (昭和37年９月16日)	昭和61年４月　当社入社 平成17年４月　当社商品開発本部副本部長 平成20年１月　当社商品開発部長 平成20年４月　当社執行役員商品開発部長 平成21年12月　当社執行役員東京支社長兼商品開発部長 平成23年３月　当社取締役東京支社長兼商品開発部長 平成24年１月　当社取締役東京支社長 平成24年10月　クリヤマ株式会社取締役東京支社長 平成25年３月　クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼東京支社長 平成26年１月　クリヤマ株式会社取締役営業本部長〔現任〕 平成27年３月　当社取締役〔現任〕 取締役選任理由 上記の経歴を有し、クリヤマ株式会社取締役営業本部長として、産業資材事業、建設資材事業等当社の事業全般に精通していることから、取締役候補者に選任いたしました。	18,134株 (334株)
5	にしだ　まさひろ 西田　昌弘 (昭和38年６月10日)	昭和61年４月　当社入社 平成20年１月　当社スポーツ・フロア事業部長 平成24年４月　当社執行役員スポーツ・フロア事業部長 平成24年10月　クリヤマ株式会社執行役員スポーツ・フロア事業部長 平成25年３月　クリヤマ株式会社取締役スポーツ・フロア事業部長 平成26年１月　クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼東京支社長兼スポーツ・フロア事業部長 平成27年３月　当社取締役〔現任〕 平成28年１月　クリヤマ株式会社取締役営業本部副本部長兼東京支社長〔現任〕 取締役選任理由 上記の経歴を有し、クリヤマ株式会社取締役営業副本部長として、スポーツ施設資材事業を中心に当社事業に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。	12,502株 (402株)
6	新任候補者 トーマス・ハニョック Thomas Hanyok (昭和29年１月15日)	平成11年７月　Hose Technology, Inc. (現Kuri Tec Manufacturing, Inc.) 入社 平成13年３月　Hose Technology, Inc. (現Kuri Tec Manufacturing, Inc.) 取締役 平成17年３月　Kuriyama of America, Inc. 取締役 平成18年10月　Piranha Hose Products, Inc.取締役社長 平成27年５月　Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U. 取締役社長〔現任〕 (重要な兼職の状況) Técnicas e Ingeniería de Protección, S.A.U.取締役社長 取締役選任理由 上記の経歴を有し、北米事業および欧州事業に精通していることから、取締役候補者に選任いたしました。	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	新任候補者 ふたみ　たけし 二見　毅 (昭和34年７月16日)	平成22年７月　株式会社みずほ銀行より出向受入 平成22年10月　当社東京支社副支社長 平成23年３月　当社総務部長 平成24年４月　当社に転籍入社 当社執行役員総務部長 平成24年10月　当社総務グループ長 クリヤマ株式会社執行役員総務部長 平成26年４月　クリヤマ株式会社執行役員東京支社副支社長 〔現任〕	5,074株 (274株)
		取締役選任理由	
		上記の経歴を有し、金融機関において培ったマネジメントと知見を当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者に選任いたしました。	
8	新任候補者 もとき　ゆうぞう 元木　雄三 (昭和35年９月12日)	平成24年11月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行より出向受入 平成25年11月　クリヤマ株式会社に転籍入社 クリヤマ株式会社東京支社副支社長 平成26年４月　当社総務グループ長 クリヤマ株式会社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成27年３月　クリヤマ株式会社取締役管理本部長兼総務部長 平成27年４月　当社管理部長〔現任〕 平成28年１月　クリヤマ株式会社取締役管理本部長〔現任〕	1,567株 (267株)
		取締役選任理由	
		上記の経歴を有し、金融機関において培ったマネジメントと知見を当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者に選任いたしました。	

（注）1.　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　「所有する当社の株式数」の欄の（　）内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任候補者 みやち　ひさと 宮地　久人 （昭和32年５月20日）	昭和55年４月　当社入社 平成16年１月　当社東京支社産業資材営業部長 平成16年６月　当社東京支社副支社長兼産業資材営業部長 平成17年４月　当社執行役員東京支社支社長兼産業資材営業部長 平成19年１月　当社執行役員東京支社長 平成21年12月　当社執行役員山南センター長 平成24年３月　当社取締役山南センター長兼上海栗山貿易有限公司董事長 平成24年10月　クリヤマ株式会社取締役山南センター長兼上海栗山貿易有限公司董事長 平成25年１月　クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司董事長 平成27年３月　当社取締役〔現任〕 クリヤマ株式会社取締役上海栗山貿易有限公司兼Kuriyama（Thailand）Co.,Ltd.取締役〔現任〕 （重要な兼職の状況） 上海栗山貿易有限公司董事長 取締役選任理由 上記の経歴を有し、産業資材事業に精通しているとともに、上海栗山貿易有限公司董事長として海外子会社の社長経験を監査業務に活かすことを期待し、監査等委員である取締役候補者に選定いたしました。	31,017株 （317株）
2	新任候補者 いずもと　てつや 泉本　哲彌 （昭和22年７月22日）	昭和41年４月　株式会社第一銀行 （現株式会社みずほ銀行）入行 平成10年１月　株式会社第一勧業銀行 （現株式会社みずほ銀行）伊丹支店長 平成16年７月　第一地所株式会社 （現中央不動産株式会社）入社 同社大阪支店長 平成18年３月　当社監査役〔現任〕 平成19年６月　中央不動産株式会社　執行役員大阪支店長 平成21年10月　中央不動産株式会社　退社 平成24年10月　クリヤマ株式会社　監査役〔現任〕 社外取締役選任理由 上記の経歴を有し、金融機関および事業会社における幅広い知見と経験に基づく監査を行なっていただくため、また当社監査役として職務を遂行してきたことから、監査等委員である取締役候補者に選定いたしました。	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新任候補者 まつもと　くにお 松本　邦雄 （昭和20年９月１日）	昭和39年４月　大阪国税局入局 平成15年７月　神戸税務署長 平成16年９月　松本邦雄税理士事務所開設〔現任〕 平成18年９月　株式会社ワールド　監査役 平成19年３月　当社監査役〔現任〕 平成24年10月　クリヤマ株式会社　監査役〔現任〕 平成25年６月　アシックス商事株式会社　監査役 平成27年６月　株式会社ワールド　取締役〔現任〕 （重要な兼職の状況） 松本邦雄税理士事務所　代表 株式会社ワールド　社外取締役（監査等委員） 社外取締役選任理由 上記の経歴を有し、税理士の知見と経験に基づく監査を行なっていただくため、選任をお願いするものであります。なお、松本邦雄氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として企業会計に精通しているため、また当社監査役として職務を遂行してきたことから、監査等委員である取締役候補者に選定いたしました。	―株
4	新任候補者 ななやま　せいがく 七山　聖學 （昭和25年10月４日）	昭和48年４月　キャタピラー三菱株式会社 （現キャタピラージャパン株式会社）入社 平成20年３月　キャタピラー北海道株式会社代表取締役社長 平成22年３月　キャタピラージャパン株式会社執行役員 平成24年１月　キャタピラージャパン株式会社常務執行役員 平成25年６月　キャタピラージャパン株式会社役員退任 平成25年９月　四国機器株式会社　顧問 明貨トラック株式会社　顧問〔現任〕 平成26年７月　四国機器株式会社　監査役〔現任〕 （重要な兼職の状況） 明貨トラック株式会社　顧問 四国機器株式会社　監査役 社外取締役選任理由 上記の経歴を有し、建設機械製造会社等における幅広い知見と経験に基づく監査を行なっていただくため、監査等委員である取締役候補者に選定いたしました。	―株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者泉本哲彌氏、松本邦雄氏、七山聖學氏は社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
当社は本総会終結後に、社外取締役である監査等委員との間で会社法第423条第１項に規定する賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度額としております。
4. 「所有する当社の株式数」の欄の（　）内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
5. 当社は社外取締役候補者である泉本哲彌氏、松本邦雄氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また、七山聖學氏につきましては、同取引所に独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれの項目にも該当しない場合です。

① 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※１）
② 当社グループ各社を主要な取引先（※２）とする者、法人にあっては業務執行者（※１）
③ 当社グループ各社の主要な取引先（※２）、法人にあっては業務執行者（※１）
④ 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※３）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあっては業務執行者（※１）
⑤ 当社の主要な株主（※４）、法人にあっては業務執行者（※１）
⑥ 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※１）
⑦ 当社が一定額を超える（※５）寄付または助成を行なっている者、法人にあっては業務執行者（※１）
⑧ 上記②～⑦に過去３年間において該当していた者
⑨ 上記①～⑦に該当する者が重要な者（※６）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
⑩ その他、上記①～⑨以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項

※１…「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。
※２…「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の５％以上当社グループへの売上がある会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の５％以上の売上がある者（または会社）をいう。
また、融資取引にあっては当社の連結総資産の２％以上を当社に融資を行なっている者（または会社）をいう。
ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。
※３…「多額の金銭その他の財産」は年間１千万円以上の金銭価値をいう。
※４…「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の５％以上を保有する株主をいう。
※５…「一定額」とは年間１千万円をいう。
※６…「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあっては公認会計士、法律事務所にあっては弁護士をいう。

以上

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年３月29日開催の第71回定時株主総会において、年額18,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額18,000万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の人数は、６名ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は８名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

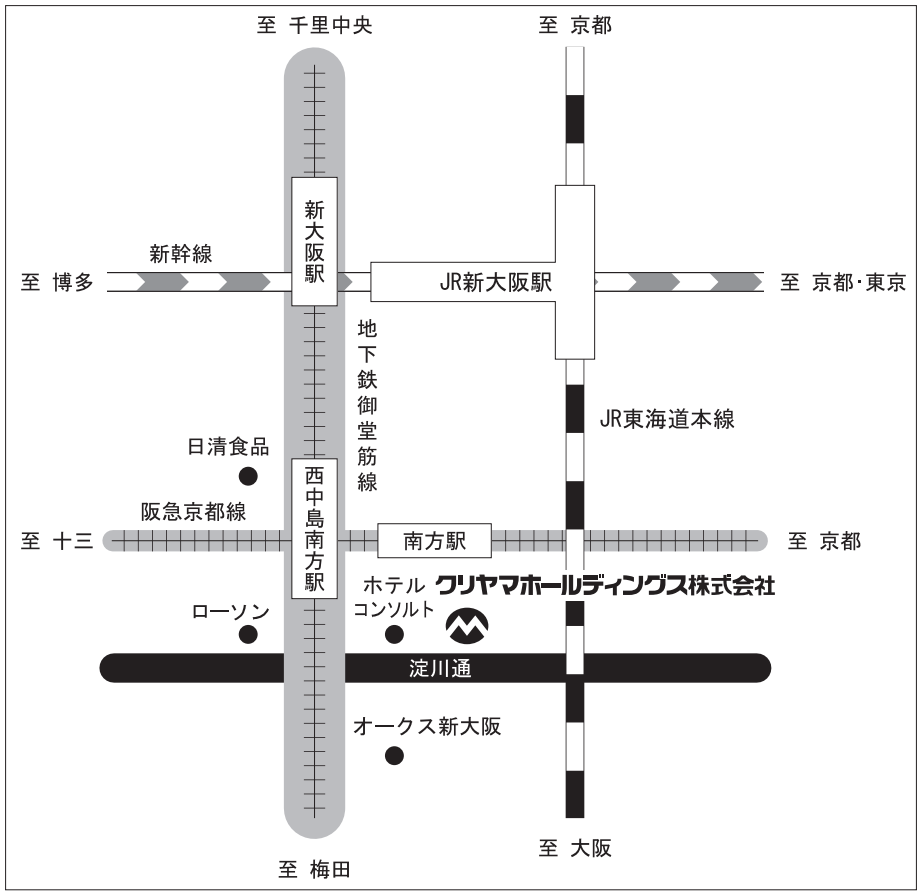
当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場　　大阪市淀川区西中島一丁目12番４号
クリヤマホールディングス株式会社
本社会議室（地下１階）
TEL. 06－6305－2871(代表)



地下鉄御堂筋線「西中島南方駅」または阪急京都線「南方駅」より徒歩１分